

がしまる

2010
春号

平成22年 No.358

発行/沖縄県文化環境部県民生活課
電話 (098) 866-2187

沖縄県県民生活センター
電話 (098) 863-9212

毎年5月は消費者月間

消費者月間は「消費者基本法（改正前は「消費者保護基本法」）」の施行20周年を記念して昭和63年から始まったもので、消費者・事業者・行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を集中的に行っています。

県では今年度、以下の事業を実施します。

入場無料
申込み不要

1 講演会及び寸劇

◆ 日時：平成22年5月22日(土) 14:00～15:30（開場13:30）

◆ 場所：浦添市産業振興センター 結の街（3階大研修室）

①講演会 「備えあれば憂いなし！セカンドライフ充実のための生活設計」

マイホーム取得や子どもの進学、老後の生活…家族や自分の将来を見つめ直して、夢や目標を叶えるために、今から準備を始めませんか？

講師：高橋 賢二郎氏（ファイナンシャル・プランナー）

②寸劇 出演：アド☆コン座（大阪府消費生活センター）

中年層や高齢者を狙った悪質商法やうまい儲け話等にだまされないために必見！

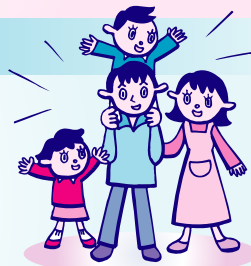
近畿地区で活動中の消費者啓発劇団が、面白くてためになる寸劇を演じます。

2 パネル展

◆ 日時：5月10日(月)～14日(金) 8:30～17:15

※10日(月)は10:00から、14日(金)は16:00まで

◆ 場所：県庁1階 県民ホール



お問い合わせ先

沖縄県 文化環境部 県民生活課

☎ 098-866-2187

改正貸金業法が完全施行！！

(平成22年6月18日)



ローン・キャッシングなど「借金」のルールが変わります。

深刻な多重債務問題の解決等を目的として、平成18年12月に改正貸金業法、改正出資法、改正利息制限法が公布されました。

これら改正貸金業法等が、**平成22年6月18日**から完全施行されます。

※貸金業法は、消費者金融会社、事業者金融業者、クレジットカード会社、信販会社、リース会社などのノンバンク業態におけるローン・キャッシングが対象です。

主な内容

● 借入れの上限金利が20%以下に

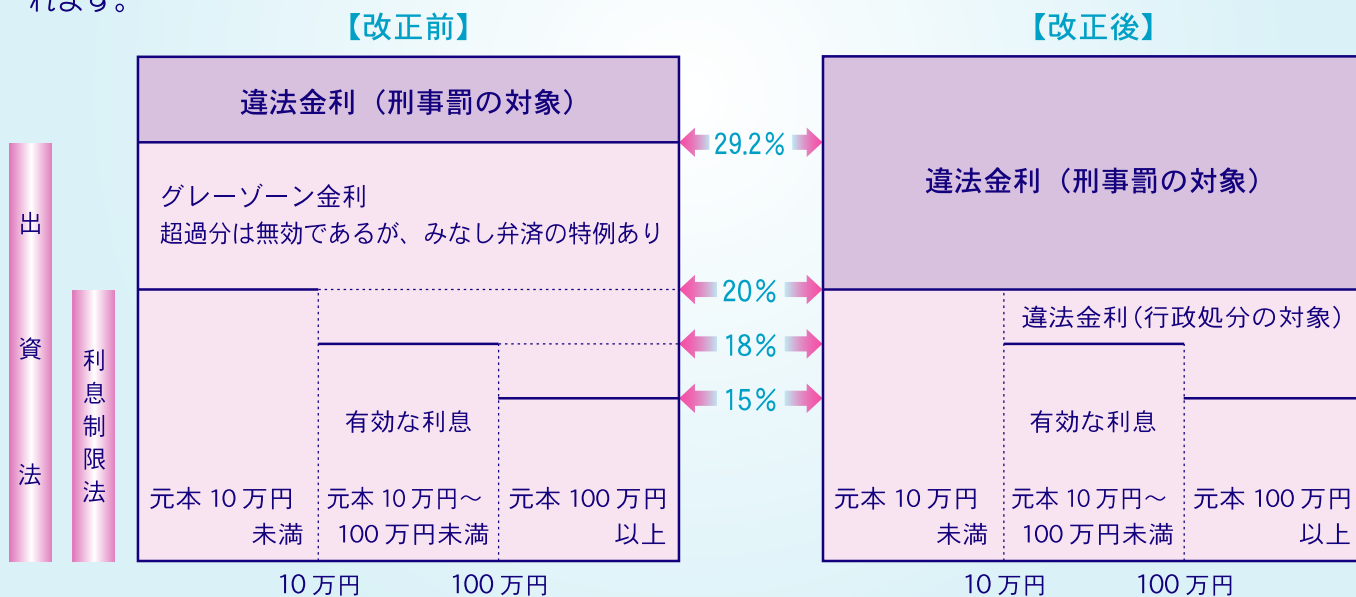
「みなし弁済制度」が廃止され、出資法（利息等のルールについて刑事罰を定める法律）の上限金利が29.2%から利息制限法（利息のルールを定める法律）の上限金利と同じ20%に引き下げられます。

また、日賦業者（いわゆる日掛け金融）の特例金利（54.75%）も廃止されます。

これに伴い「グレーゾーン金利」がなくなり、上限金利は、利息制限法に基づき、借入金額により15%～20%となります。

併せて、利息とみなされる範囲も見直しがされ、保証業者へ支払う保証料も利息と合算して規制されることとなります。

なお、完全施行前の契約に基づく利息、保証料等は、従前どおりとなり、新たな借入契約から適用されます。



● 借入総額が年収の3分の1までに

年収の3分の1を超える借入れがある方は、原則として、借入総額が年収の3分の1になるまで新たな借入れが制限されます。（複数から借入れがある場合は合算した額）

● 一定以上の借入れは年収を明らかに

貸金業者1社の利用限度額が50万円を超える場合、または複数から借入れがある場合は借入金額の合計が100万円を超える場合は、源泉徴収票、給与の支払明細書など年収を明らかにする書面の提出が必要となります。

● 個人事業主の借入れには、事業計画書等の書類が必要に

個人事業主が借り入れる場合、事業計画書などの提出が必要となりますが、個人事業主の借入れは総量規制の例外となります。

● 専業主婦(夫)の方は、配偶者の同意が必要に

専業主婦(夫)の方は、配偶者の同意書及び源泉徴収票、給与の支払明細書などの年収を明らかにする書類の提出が必要となります。

また、専業主婦(夫)の方の借入総額は、配偶者の借入額と合算し、本人と配偶者との年収の合計の3分の1を超えない範囲内に制限されます。

● 個人の信用情報の登録が必要に

個人の信用情報について指定信用情報機関への登録が義務付けられます。登録に当たっては、運転免許証など本人確認書類が求められます。



※平成22年4月現在、国において、改正貸金業法の完全施行を円滑に進めるため、激変緩和策の実施が予定されています。

「消費生活アドバイザー試験」のご案内

「消費生活アドバイザー制度」は、消費者の意向を企業経営や行政に提言・反映させ、さらに消費者からの苦情相談等にも迅速かつ適切なアドバイスができる人材を育成する目的で設けられたもので、消費生活アドバイザー試験に合格し、一定の要件を満たした方に対し「消費生活アドバイザー」の称号を付与するものです。資格取得者は企業の消費者対応部門・商品開発部門や、地方自治体の消費生活センター等の相談部門等で活躍しています。今年、那覇で第1次試験が受験できます（今後、隔年実施予定）

1. 試験の日時、場所等

試験の日程	試験範囲	試験地
第1次試験 平成22年 10月3日(日)	(択一試験) 1 消費者問題 2 消費者のための行政・法律知識 3 消費者のための経済知識 4 生活基礎知識	札幌、仙台、東京、 名古屋、大阪、 広島、高松、福岡、 那覇
第2次試験 平成22年 11月27日(土) 11月28日(日)	※第1次試験合格者が対象 1 論文試験 2 面接試験	札幌、東京、大阪、 名古屋、福岡

2. 受験要項配布期間：平成22年7月1日(木)～8月25日(水) ※受験要項は無料。

3. 受験申請書の受付期間：平成22年8月2日(月)～8月31日(火)

4. 受験手数料：12,600円(税込)

5. 『消費生活アドバイザー』称号付与手数料(初回)
及び更新手数料(5年毎)：各10,500円(税込)

6. お問い合わせ先：財団法人 日本産業協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-11-1 島田ビル3階

■ TEL：03-3256-7731 ■ URL：<http://www.nissankyo.or.jp>

ヤミ金融業者に注意!

改正貸金業法の完全施行後は、ヤミ金融に関するトラブルが増えることも予想されます。以下は、ヤミ金融業者がよく使う勧誘方法です。ダイレクトメールや勧誘電話、勧誘FAX、虚偽広告にはご注意下さい。

- ブラック、自己破産者 OK
- 超低金利○. ○%~ (※上限の記載なし)
- 来店不要!!、TELでOK
- 特別優遇
- 債務一本化
- 審査なし、簡単手続き
- クレジットカード買物枠を利用した商品の換金(現金化)



貸金業を営むためには国(財務局長又は沖縄総合事務局長)又は県(沖縄県知事)の登録が必要です。借入れする前に、貸金業者の登録番号(〇〇局長(2)第●●●●号や沖縄県知事(1)第××××号など)を確認しましょう。本当に信用できる業者かどうか判断することが大切です。

ヤミ金業者から「暴力的・脅迫的な取立てを受けている」、「暴利な利息を請求されている」など、被害にあった場合は、迷わずに、下記の相談機関や、最寄りの警察署や沖縄県警察本部「悪質商法110番」(098-861-9110)に相談しましょう!!

【関係機関 お問い合わせ先】

- 借金問題、多重債務問題の相談を受けています。まず、ご相談ください。
 沖縄県県民生活センター：098-863-9214
 宮古分室：0980-72-0199
 八重山分室：0980-82-1289
 沖縄総合事務局財務部多重債務者相談窓口：098-866-5070
- 国登録業者に対する苦情、問い合わせ等
 沖縄総合事務局財務部金融監督課：098-866-0095
- 県登録業者に対する苦情、問い合わせ等
 沖縄県文化環境部県民生活課：098-866-2187又は2310
- 協会加入貸金業者に対する苦情、問い合わせ等
 日本貸金業協会苦情相談窓口：0570-051-051
 日本貸金業協会沖縄県支部：098-866-0555
 *貸金業者の自主規制団体です。
- ヤミ金融、違法金融業者に対する取締等
 沖縄県警察本部生活安全部生活保安課(悪質商法110番)：098-861-9110



みんなで支えるより良い暮らし 消費生活で困ったときはまずご相談を!

県の相談窓口

沖縄県県民生活センター

098-863-9214

宮古分室

0980-72-0199

八重山分室

0980-82-1289

【相談時間】

午前 9:00~12:00 午後 1:00~4:00

月曜日~金曜日(※土日・祝日・年末年始は休み)

